



今後の連携取組について

令和 7 年 1 月 28 日
九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室



■ 第2回九州・沖縄地域脱炭素推進会議（2023年1月18日開催）において、「今後の取組方針」及び幹事会への委任について承認。

- 「今後の取組方針」 ※第3回九州・沖縄地域脱炭素推進会議（2024年2月開催）において改定された内容を反映。

- ① 地域脱炭素の案件形成及び取組実践、地域内への横展開における支分部局連携の強化
- ② 支分部局間の個別連携の強化
- ③ 情報共有・発信機能の強化

- 上記方針に基づく具体的取組の実施について、**幹事会に委任**する



（取組の現状）

■ 第3回以降も引き続き、地方支分部局間で連携した支援等を実施。

【例1】九州経済産業局 × 九州地方環境事務所

- 地方公共団体と企業とのマッチングイベント（R6.11）を共催。 ※九州農政局も出展団体として参加。資料2参照。
- 第21回九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議（R7.1）を共催。 ※他支分部局も構成員として参加。
- 個別自治体における公共施設の脱炭素化や脱炭素経営推進を連携して支援。

【例2】九州農政局 × 九州地方環境事務所

- 九州農政局よりご紹介いただいた自治体の脱炭素化に関して、九州地方環境事務所が検討委員会に参加。

【例3】九州財務局 × 九州経済産業局 × 九州地方環境事務所

- 熊本県内の金融機関等を対象に「くまもと脱炭素フォーラム」（R6.3）を共催。 ※資料4-3参照。

第3章 目標達成のための対策・施策

第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速（地域脱炭素ロードマップ）

地域脱炭素を加速し地方創生を目指すためにも、地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関、中核企業、地域エネルギー会社、大学等の教育研究機関など、様々な主体が中心となって取組を補完し合い、それぞれの持つインフラやノウハウ等の強みをいかして、地域主導の効果的な施策連携体制を「産官学金労言」を挙げて構築することが重要である。当該連携体制により、住民、地域企業を巻き込んだ脱炭素の大きなムーブメントを起こし、点の取組ではない面の取組として脱炭素型地域経済に移行することを目指す。……

国の積極支援に当たっては、地域の実施体制に近い立場にある国の地方支分部局（地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方環境事務所等）が水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げて機動的に支援を実施する。具体的には、各支分部局が持つ支援ツールと支援実績実例等の情報を共有し、協同で情報発信や地方公共団体等への働きかけを行う。また、複数の主体・分野が関わる複合的な取組に対しては各支分部局のツールを組み合わせさせて支援等に取り組む。さらに、**地域脱炭素の推進**に当たっては、地方公共団体が身近に相談できる窓口体制を各地方支分部局に確保し、相談対応や案件の進捗状況を地方支分部局間で共有しながら連携して対応する。

新規

継続

現行計画の「脱炭素先行地域づくり」から変更されている。

引き続き、九州・沖縄地域脱炭素推進会議を、水平連携の枠組みとして位置付け。

具体的な連携取組の実施については、従来どおり幹事会に委任する。

※ 新計画を踏まえ、「九州・沖縄地域脱炭素推進会議運営要領」も必要に応じ、一部修正を検討。

（その場合、幹事会で文案を議論のうえ、次回の推進会議において決定する。）